

## 急傾斜地崩壊危険区域における建築物の設置の取扱い方について

(昭和51年5月27日 砂第112号)

従来「建築物」とは、急傾斜地法第7条第1項第2号に規定する「工作物」の中に含まれるものとして解し新築および改築等は許可を要する行為として処理してきたところであるが今回、建設省河川局傾斜地保全課から「同号に規定する『工作物』は建築物を含まない。」旨の統一見解が出されたので今後はその新改築等は許可を要しないものとする。

ただし、排水工等を伴うもの及び急傾斜面における新改築については、従来通り許可を要するものとし、また急傾斜地の上端、下端に隣接して住家を建築する場合はできる限り（原則として2m以上）急傾斜地から離すよう指導されたい。

なお、上記事項は6月1日以降の申請に係るものについて適用することとするので、今後とも急傾斜地崩壊危険区域の管理に万全を期されるとともに貴管下市町村長にもこの旨徹底方お願いします。